

公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」(平成20年3補公示第99号)を熟知の上、参加されたい。

記

- 1

入札方式

一般競争入札
- 2

入札日時

令和8年9月28日 11時15分
- 3

入札場所

第3補給処 1号庁舎 1階 第2議室
- 4

参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「A、B、C、D」等級いずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 (4) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 5

入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (2) 郵便入札可
 郵便等による入札要領について、(公示第27号(平成29年3月27日))に基づき実施すること。
- 6

保証金

(1) 入札保証金 免
 (2) 契約保証金 有(ただし、防衛省又は他の各省庁との契約において納入実績を有する者を除く。)
 (3) 各保証金として納付できるものは、現金又は銀行小切手を通常とするが、他の手段で納付する場合は、契約担当職員に照会すること。
- 7

保証金の処分

入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は、契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 8

保証金納付の免除

6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 9

入札の無効

4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 10

適用する契約条項

輸入品の売買一般契約条項
 特定費目の代金の確定に関する特約条項
 輸入品の部分払に関する特約条項 ※1
 検査の一部省略に関する特約条項 ※2
 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項
 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項に付する特殊条項 ※3
 談合等の不正行為に関する特約条項
 暴力団排除に関する特約条項
 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項 ※4
 ※1 落札者が希望する場合に適用する。
 ※2 落札時の契約書における品目表の単価が税込み20万円未満である場合に適用する。
 ただし、調達品目表に示される納入時において1年以内のものを除く。
 ※3 品質区分がサープラスニューおよびサープラスユーズドの契約の場合のみ適用する。
 ※4 落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合に適用する。
- 11

契約書作成の有無

有
- 12

入札に付する事項

調達管理番号/調達要求番号	品 名	規格	数量	納地	納 期	摘 要
M-26-024A-BP8B-KD-0447 DP2351 20260615 0012	DISPLAY.OPTOELECTRO NIC	調達品目 表のとおり	調達品 目表の とおり	第3補給処	9.7.15	調達品目表のとおり

- (1) 見積(事前)提出
 見積資料等(真正性等の確認ができるクォーテーション及びその他の資料)を、令和8年8月31日12時00分までに提出しなければ、本公告の入札に参加できない(メールによる見積資料等の提出可)。
 見積にあたっては、仕様書の内容と適合した見積書を提出し、仕様書の内容に疑義があった場合は、速やかに第3補給処調達部輸入課契約班に申しでること。また、入札日の前日までにおいて同資料等の内容の照会があった場合には、説明をしなければならない。
 本公告の条件で入札に参加できない者(変更願を提出する者)は見積資料等を提出することができない。
- (2) 変更願の提出
 適用する契約条項、または、入札に付する事項について変更(追加を含む)を希望する者は、見積提出期限までに別紙様式により変更願を提出しなければならない(メールによる変更願の提出可)。ただし、変更願を提出したことにより変更公告による適用する契約条項の変更(追加を含む)、または、再公告による入札に付する事項の変更(追加を含む)を保証するものではない。
- (3) 仕様書配布 有
- 13

そ の 他

(1) 端数処理
 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額(又は、入札書に記載された金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに100分の110に相当する金額と非課税額を合算した金額)に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
 (2) 提出書類
 令和7・8・9年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し。ただし、同一年度内に提出実績があるものについては、変更が無いものに限り省略できるものとする。
 (3) 為替レート
 支出官事務規程第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率(財務省告示第10号令和8年1月9日)によるものとする。
 (4) その他
 本書記載事項の詳細及び仕様書の貸出し又は閲覧については、契約担当職員に照会すること。
 問い合わせ先、変更願提出先: 輸入課契約班 04-2953-6131 内線 3371、3375又は3152
 担当: 前原
 見積資料等提出先: 輸入課核算班 04-2953-6131 内線 3372又は3373